

・「上京まちづくりフォーラム」事務局長

障害者手帳発行の誤った理解



先日あるケアマネージャさんから

「この人の身体が動かないのは老化だから障害者手帳は取れない」と医師に言われたと相談がありました。

…結論から言います。

障害者手帳は老化であろうが身体に社会生活のハンディとなる機能の低下があれば取得可能です。

厚労省が示す「疑義解釈の回答」には次の様に記載されています。

「加齢のみを理由に身体障害者手帳を交付しないことは適当でなく、身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進を謳った身体障害者福祉法の理念から、近い将来において生命の維持が困難となるような場合を除き、認定基準に合致する永続する機能障害がある場合は、認定出来る可能性はある。」（身体障害者手帳認定基準及び認定要領 以下略）とあります。

実はこの事を知らない相談員の方も多いようです。

この手帳を取得出来れば介護保険で不足するサービスを補ったり、医療費の助成、駐車禁止の除外証の発行など様々な支援が可能となります。

もしも老化を理由に発行出来ないと言われたらぜひこの疑義解釈を示して下さい。

命と暮らしを守るために大切な権利を守りましょう。

疑義解釈はきょうと福祉倶楽部に全文あります。

必要な方はお声がけ下さい。

特別障害者手当について —認知症だけでも受けられる事があります—

肢体不自由が重度の方が国の手当である特別障害者手当（月額 26,810 円）を受けられることは以前にもお伝えしました。

しかし意外と抜けているのが重度の認知症をお持ちの方です。

体が動いたとしても日常生活の多くで介護が必要な場合、この手当が受給出来ることがあります。

この制度には所得制限があるものの所得制限と比べて緩やかな制限です。

介護保険の利用料が高いと利用をためらっている方はぜひ受給を検討してみてください。

きょうと福祉倶楽部では制度利用の件でお困りの方、利用者さんからも援助者さんからの問い合わせをお受けしています。

♡ kwc 有限会社 おとくに福祉研究所
きょうと福祉倶楽部

〒617-0824
長岡京市天神4丁目7-12 ハイッ東台101号
TEL 075-958-2560
FAX 075-957-2808
E-mail kyoto-care@club.email.ne.jp

